

令和 年 月 日
午前・午後 時 分 受領

婚姻届

令和 年 月 日届出

愛知県知多郡東浦町長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	愛知県知多郡東浦町長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

記入の注意

- ◎鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- ◎この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が土日・祝日も届けることができます。(この場合、宿日直で取扱うので、前日までに戸籍担当係で確認をしておいてください。)
- ◎届出書は、1通でさしつかえありません。

◎証人(18歳以上)は2名必要です。必ず自署してもらってください。

証人	
署名 (※押印は任意)	印
生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日
住所	番地 番 号
本籍	番地 番

捨印

字削除
字加入
字訂正

夫

妻

使者

通知

確認 通知

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	氏名	氏名	氏名	氏名
生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日	
(2) 住所	番地 番 号		番地 番 号	
	世帯主の氏名		世帯主の氏名	
(3) 本籍	番地 番		番地 番	
	筆頭者の氏名		筆頭者の氏名	
父母の氏名 父母との続柄	父	続柄	父	続柄
	母	男	母	女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	夫の氏	新本籍 (左の☑の氏の人ですぐに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
	妻の氏	番地 番		
(5) 同居を始めたとき	年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたとき) のうち早いほうを書いてください)			
(6) 初婚・再婚の別	夫	妻		
	初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)	初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)		
(7) 同居を始める前のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	
	夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	
(8) 夫妻の職業	夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
	夫	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
その他	夫	妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	
	夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯	
(国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)				
夫の職業		妻の職業		
届出人 夫		妻		
(※押印は任意)		印		
事件簿番号		住所を定めた年月日		
		夫 年 月 日		
		妻 年 月 日		
		連絡先 夫 ()		
		妻 ()		

- 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。養父母については、「その他」の欄に、同様に書いてください。
- ☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。(なお、外国人の氏を名乗りたい場合は、別途届出が必要です。)
- 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

婚姻によって住所や世帯主が変わる場合は、別に住所異動届の手続きが必要となりますのでご注意ください。
なお、婚姻届と同時にこれらの届出をするときは、「住所(2)欄」に変更後の住所、世帯主を書いてください。
宿日直では、住民異動届は受付できませんので、後日開庁日に手続き願います。

◎署名は必ず本人が自署してください。

※ご持参いただくもの

- 本籍地でない市区町村役場に出すときは戸籍全部事項証明(戸籍謄本)
- 本人確認書類(運転免許証等)

家康の母・於大の方
おだいちゃん

